

日本国憲法

基礎科目/4単位/T授業

担当教員 秋山 武吉

■使用テキスト 伊藤 正己(著)『憲法入門 第4版補訂版』有斐閣双書

◆参考テキスト

講義概要・一般目標

本講義は、憲法を学ぶにあたり、憲法とは何かを明らかにし、憲法の意味すること、その法的特質に関する基本的事項について説明する。

日本国憲法前文は、国民が憲法制定権力の保持者であることを規定し、基本的人権の尊重、平和主義の基本原則を明確に宣言している。この基本原則を理解しつつ以下に示す事項等を講義内容とする。

1. 国民主権の原理

主権の意味、国民主権と天皇制等を学ぶ

2. 平和主義の原理

憲法第9条について、戦争の放棄、自衛権の意味、自衛隊の合憲性等について学ぶ

3. 基本的人権の尊重

人権宣言の歴史、基本的人権の限界、包括的基本権、法の下での平等、自由権、参政権、社会権等を具体的問題を示し学ぶ

4. 統治機構

国会、内閣、裁判所に関する基本事項を学ぶ

5. 財政・地方自治

財政民主主義、租税法律主義、地方自治の本旨等に関する基本的事項を学ぶ

6. 憲法保障

憲法改正に関する手続きと限界の基本的事項等を学ぶ

到達目標

- 1) 国民主権は、国家見直の正当性の根拠が国民の総意にあるという理念が国民主権の核心である。そして、この理念が国政の帰属や作用に具体化するところに国民主権の価値が存在する。この具体化は種々の形をとるものであるが、それときわめて密接に結び付くものとして、国民が国家権力をもって奪う事のできない基本的人権を持つこと、国民は国民の選定した機関を通じて間接的に国政を行う制度、憲法改正の承認、公務員等の任免等を持つことを理解し説明できるようにする。
- 2) 日本国憲法は、戦争の放棄を明文で規定し、諸国の憲法に例のない明確に永久平和主義を宣言したものである。戦争放棄、自衛権、戦力不保持、国際協調と平和主義等を理解し説明できるようにする。
- 3) 基本的人権の尊重の原理については、人権の歴史を理解し、社会国家、福祉国家の原理に基づき「新しい人権」「公共の福祉」第13条、第25条等を説明できるようにする。
- 4) 統治機構については基本的事項が説明できるようにする
- 5) 憲法改正について（自己の見解も含めて）説明できるようにする

評価方法

科目単位認定試験により評価。

学習指導

第1章 憲法とは何か

この章のポイント

憲法の多義的概念を理解すること。特に実質的意味の憲法として、近代に至って一定の政治的理念に基づき制定され、国家権力を制限して国民の自由を守る目的としての憲法の特徴を理解することが重要です。

第2章 明治憲法の特徴 第3章 日本国憲法の成立

この章のポイント

明治憲法の特徴としての天皇主導、議会制度、大臣助言制等を学び、日本国憲法の成立過程を理解することが重要です。

第4章 憲法の法源と解釈

この章のポイント

成立法原としての日本国憲法、憲法付属の法律、条約や不文法原等を理解することが重要です。

第5章 国民主権

この章のポイント

日本国憲法前文は「主権が国民に在ること」および日本国民が「この憲法を確定する」と規定し、国民主権の原理および国民の憲法制定の意思を表明している。

そこで主権の意味、国民主権の意味等を学び、明治憲法と日本国憲法における天皇制の相違を理解することが重要です。

第6章 平和国家

この章のポイント

平和主義の原理、憲法第9条の法的性格、戦争放棄と自衛権、自衛戦争、戦力の不保持等を理解することが重要です。

第7章 基本的人権の保障

この章のポイント

人権の歴史、明治憲法の人権保障と差異、人権の享有主体、人権の類型、自由権、参政権、社会権、新しい人権としてのプライバシーの権利、自己決定権等多くの人権規定を理解することが重要です。

第8章 権力分立

この章のポイント

権力分立の原理の意味を学び、国会の地位と性格、両議院制、国会議員の地位、国会と財政、行政権の意義、議院内閣制、内閣の組織、司法権の意義、司法権の独立性等を理解することが重要です。

第9章 憲法の保障

この章のポイント

憲法の保障の方法、違憲審査制、緊急事態における憲法との関係等を理解することが重要です。

第10章 国法の形式

この章のポイント

法解釈の一般原則としての「後法は前法を廃止する」、「特別法は一般法に優先する」等を学び、憲法改正、法律の成立、予算等の関係を理解することが重要です。